

住宅施策ガイド

練馬区



令和5年（2023年）4月

建築・開発担当部 住宅課

目 次

〔区〕は練馬区の事業、〔都〕は東京都の事業

公的賃貸住宅等のご案内

	(頁)
1 区営住宅〔区〕	1
2 区立高齢者集合住宅〔区〕	3
3 都営住宅〔都〕	4
4 都民住宅〔都〕	8
5 公社一般賃貸住宅〔東京都住宅供給公社〕	9
6 UR賃貸住宅〔都市再生機構〕	10
7 UR賃貸住宅(シルバー住宅)〔都市再生機構〕	10
8 UR賃貸住宅(高齢者向け優良賃貸住宅)〔都市再生機構〕	11
9 高齢者向け民間賃貸住宅の申込み〔区〕	11
10 母子生活支援施設〔区〕	12
11 居住支援(保証機関利用による保証)〔区〕	12
12 住まい確保支援事業(住まい探しのお手伝い)〔区〕	14
13 サービス付き高齢者向け住宅〔(公財)東京都福祉保健財団〕	15
14 あんしん居住制度〔(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター〕	15
15 家賃債務保証制度〔(一財)高齢者住宅財団〕	15
16 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン〔都〕	16

リフォームに関する支援等のご案内

1 住宅修築資金融資あっせん〔区〕	17
2 住宅改修支援事業〔区〕	18
3 介護保険の適用による住宅改修〔区〕	19
4 高齢者自立支援住宅改修〔区〕	21
5 障害者等住宅設備改善費給付〔区〕	23
6 生活福祉資金〔練馬区社会福祉協議会〕	24

7	東京都母子及び父子福祉資金〔区〕	25
8	練馬区女性福祉資金〔区〕	25
9	家屋の工事（修繕・増改築）の業者紹介〔区〕	26
10	産業融資あっせん〔区〕	26

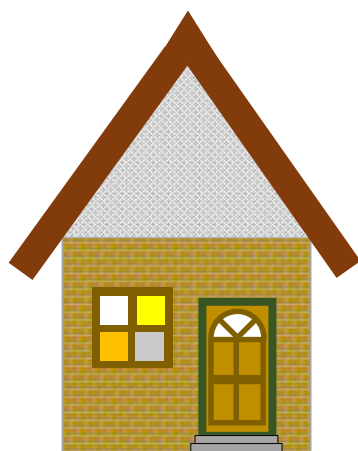
住宅に係わる助成制度等のご案内

1	戸建住宅の耐震改修助成〔区〕	27
2	耐震シェルター・防災ベッドの設置経費助成〔区〕	27
3	分譲マンション耐震改修助成制度〔区〕	28
4	分譲マンション耐震改修アドバイザー派遣制度〔区〕	29
5	賃貸住宅の耐震改修アドバイザー派遣等制度〔区〕	30
6	吹付けアスベスト対策支援制度〔区〕	31
7	アスベストに関する問合せ先〔区・その他〕	33
8	防音工事助成制度〔都〕	34
9	東京都個人住宅利子補給助成〔都〕	34
10	マンション改良工事の助成〔都〕	35
11	福祉のまちづくり整備助成（改修）〔区〕	35
12	練馬区カーボンニュートラル化設備補助制度〔区〕	36
13	みどりの街並みづくり助成〔区〕	37
14	私道整備工事の助成〔区〕	38
15	雨水浸透施設の助成〔区〕	38
16	低炭素建築物新築等計画の認定〔区〕	39

住まいについての相談等のご案内

1	ねりまマンションセミナー“未来塾”〔区〕	40
2	分譲マンション管理運営無料相談〔区〕	40
3	分譲マンションアドバイザー制度利用助成〔区〕	41
4	マンションの建替え・敷地売却等に関する相談サービス 〔（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕	42

5	区民相談〔区〕	42
6	あんしん住宅リフォーム相談窓口 〔(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター〕	43
7	住まいるダイヤル〔(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕	43
8	不動産取引に関する相談〔都〕	43



このガイドの内容は、令和5年(2023年)4月1日現在のものです。その後、変更になることもありますので、それぞれの問合せ先に詳細をご確認ください。

公的賃貸住宅等のご案内

1 区営住宅〔区〕

区営住宅は、住宅に困窮している一定の所得以下の方を対象とした「練馬区が管理する住宅」です。

使用料は住宅の広さ（1DK～4DK）や世帯の所得等により概ね1万円台から7万円台です。

募集時期

5月下旬。5月21日号の「ねりま区報」でお知らせします（予定）。

募集区分

区営住宅は家族向769戸、単身者向34戸の計803戸を管理しています。そのうち空室となった（またはその見込みの）住宅について、入居者を募集します。

申込区分はつぎの4区分ですが、単身者向は住戸数が少ないため、募集がない場合があります。

一般世帯向

ひとり親（母子・父子）世帯向

申込者本人が配偶者（未届の夫または妻、婚約者を含む。）のいない方で、同居親族が義務教育中あるいはそれ以下の子どものみであること。

若年ファミリー向

40歳未満の世帯員で構成され、世帯員が配偶者のみであるか、配偶者および義務教育中あるいはそれ以下の子どものみであること。

若年ファミリー向は、入居期間に5年から10年の期限があります。詳しくは住宅課へお問合せください。

単身者向

原則として、親族と同居していない60歳以上などの単身者であること。

特例措置

ひとり親（母子・父子）世帯向および若年ファミリー向の特例として、同居親族に高齢者がいる世帯は、その方がつぎの条件をすべて満たす場合には申し込むことができます。

同居高齢者の方に配偶者（未届の夫または妻、婚約者を含む）がいないこと。

年齢が65歳以上であること。

就労等の収入がないこと（年金収入は含みません。）

優遇抽せん

次のいずれかに該当する世帯は、抽せんの当せん確率が2倍になります。

多数回申込み世帯（ご自身が5月に申込みをした区営住宅の落せんはがきを3枚提示できる方）〔一般世帯向が対象〕

心身障害者を含む世帯〔一般世帯向が対象〕

義務教育中あるいはそれ以下の子どもが3人以上の多子世帯〔ひとり親（母子・父子）世帯向と若年ファミリー向が対象〕

住宅一覧 申込みの際に住宅を選ぶことはできません。

上石神井一丁目第二アパート	石神井台三丁目アパート	早宮三丁目第三アパート
北町五丁目アパート	関町北二丁目アパート	東大泉一丁目アパート
北町五丁目第二アパート	高野台三丁目アパート	東大泉二丁目アパート
小竹町二丁目アパート	高野台四丁目アパート	東大泉二丁目第二アパート
桜台六丁目アパート	豊玉北一丁目アパート	平和台三丁目アパート
下石神井二丁目アパート	豊玉南三丁目アパート	平和台三丁目第二アパート
下石神井四丁目アパート	豊玉北六丁目アパート	

申込資格（詳細は申込みの際に募集案内でご確認ください。）

申込者が練馬区内に引き続き1年以上住んでいる成年者であること。

世帯の所得の合計が基準内であること（6ページ参照）。

同居親族または同居しようとする親族がいること（単身者向を除く。）

（未届けの夫または妻、婚約者、パートナーを含む。）

婚約者の場合は入居の手続きまでに入籍することが条件になります。また、原則として同居親族を除いた申込みはできません。

現に住宅に困っていること。

（借家・アパート・社宅・寮等の居住者で現に住宅に困窮していることが明らかであること。）

申込者（同居親族を含む。）が暴力団員でないこと。

申込方法

5月21日号の「ねりま区報」でお知らせする申込期間中に、区役所1・2階、庁舎総合案内、住宅課（本庁舎13階）、区民事務所（練馬区民事務所を除く。）、図書館（南大泉図書館分室を除く。）で配布する募集案内を受け取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、住宅課へ郵送または直接お持ちください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 住宅係 5984-1619

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kou_jyutaku.html

2 区立高齢者集合住宅〔区〕

区立高齢者集合住宅は、住宅に困窮している一定の所得以下の高齢者の方を対象とした「練馬区が管理する住宅」です。

高齢者の特性に配慮した民間住宅を練馬区が借り上げて、提供しています。住宅には、緊急時に対応できるよう緊急通報システムが設置されています。

募集時期

11月下旬。11月21日号の「ねりま区報」でお知らせします（予定）。

募集区分（空き家募集のため、区分ごとに募集を行わない場合があります。）

- ・ 単身世帯向（1DK）
- ・ 二人世帯向（2DK）

住宅一覧 申込みの際に住宅を希望することはできません。

羽 沢 高 齢 者 集 合 住 宅	豊 玉 高 齢 者 集 合 住 宅
土 支 田 高 齢 者 集 合 住 宅	高 松 高 齢 者 集 合 住 宅

申込資格（詳細は申込みの際に募集案内でご確認ください。）

単身世帯向

- ・ 65歳以上の単身者であること。
- ・ 年間の所得が2,568,000円以下であること。

二人世帯向

- ・ 65歳以上の申込者と60歳以上の同居親族（パートナーを含む）の二人世帯であること。
- ・ 世帯の年間所得（二人の合計）が2,948,000円以下であること。

単身世帯向、二人世帯向共通事項

- ・ 申込者が練馬区内に引き続き3年以上住んでいること。
- ・ 日常生活が営める状況であること。
- ・ 現に住宅に困っていること。
- ・ 申込者（同居親族、パートナーを含む。）が暴力団員でないこと。

申込方法

11月21日号の「ねりま区報」でお知らせする申込期間中に、区役所1・2階庁舎総合案内、住宅課（本庁舎13階）、区民事務所（練馬区民事務所を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）で配布する募集案内を受取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、住宅課へ郵送または直接お持ちください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 住宅係

5984-1619

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kou_jyutaku.html

3 都営住宅〔都〕

都営住宅は、住宅に困窮している一定の所得以下の方を対象とした「東京都が設置・管理する住宅」です。

募集するときは、その月の1日号の「ねりま区報」でお知らせします。

なお、下表の募集日程・募集内容は、変更になる場合もあります。

申込方法

「ねりま区報」でお知らせする申込期間中に、区役所1・2階庁舎総合案内、住宅課（本庁舎13階）区民事務所（練馬区民事務所を除く。）、図書館（南大泉図書館分室を除く。）で配布する募集案内を受取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、郵送でお申し込みください。申込書は募集案内の配布期間内に限りホームページからダウンロードして印刷することができます。

都営住宅は、東京都が募集するもので都内在住が条件です。同じ時期に、練馬区が地元割当分として募集する場合があります（区内在住が条件です。）

募集時期	区報でのお知らせ	対象世帯	決定方式
5月上旬	5月1日号の区報	・家族向 ・単身者向 ・若年夫婦・子育て世帯向 (定期使用住宅 ¹)	抽せん
8月上旬	8月1日号の区報	家族向	ポイント方式 ²
		・単身者向 ・シルバーピア ³	抽せん
11月上旬	11月1日号の区報	・家族向 ・単身者向 ・若年夫婦・子育て世帯向 (定期使用住宅 ¹)	抽せん
2月上旬	2月1日号の区報	家族向	ポイント方式 ²
		・単身者向 ・シルバーピア ³	抽せん

- 1 定期使用住宅(若年夫婦・子育て世帯向)の入居期間は原則として10年です。
- 2 ポイント方式は、対象を「ひとり親、高齢者、心身障害者、多子、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯」に限った募集で、住宅に困っている度合いの高い方から入居を決定する方式です。
- 3 シルバーピアは、65歳以上の単身者または65歳以上の二人世帯(配偶者はおおむね60歳以上)の方が申し込むことのできる住宅です。
居室内で病死等があった住宅が掲載される場合があります。詳しくは募集案内でご確認ください。

< 毎月募集 > - 家族向・抽選方式 -

主に若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅の使用許可日から5年が経過した世帯、事業再建者、東日本大震災等の被災者を対象として、比較的低倍率の住戸などを毎月公募しています。

申込時期は、毎月の中旬から下旬です。

お知らせは東京都住宅供給公社のホームページに掲載されます。申込書も同ホームページに掲載されますので、ダウンロードして印刷のうえ、応募してください。

お知らせ・申込書の区の窓口での配布はありません。

なお、年4回の家族向募集と同時に申し込みができます。

< 随時募集 > - 家族向 -

2人以上の家族を対象として、定期募集（年4回）および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部を随時公募しています。

お知らせは東京都住宅供給公社のホームページに掲載されます。申し込みは電話で受け付けています。直接電話して応募してください。審査に必要や審査日程のご案内が郵送されます。

お知らせ・申込書の区の窓口での配布はありません。

詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへお問い合わせください。

都営住宅の申込資格一覧

詳しくは募集案内をご確認ください。

募集する住宅		募集時期	主な申込資格	居住要件
家族向		5月	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が成年者であること。(外国人は在留資格が確認できること。) ・同居親族(パートナーを含む)がいること。 ひとり親、高齢者、障害者等の方は優遇抽せん制度あり 	申込時に都内(地元割当は区内)在住
定期使用住宅 (入居期間原則として10年) ・若年夫婦向 ・子育て世帯向		11月	<若年夫婦・子育て世帯向> ・「夫婦」「夫婦と子」または「ひとり親と子」の世帯。「全員が40歳未満」または「全員が45歳未満でそのうち18歳未満の子が3人以上いる」こと。	申込時に都内 在住
単身者向 (8月・2月は、車いすを使用する方向けの募集もあります。)		5月 8月 11月 2月	単身(原則として同居親族がいない方)で次のいずれかに該当すること。 ・原則として60歳以上 ・生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者 ・身体障害者手帳1～4級 ・愛の手帳1～4度 ・精神障害者保健福祉手帳1～3級 ・ハンセン病療養所入所者等 ・DV被害者	申込時に都内(地元割当は区内)3年以上在住
シルバークリア	単身者向	8月	・65歳以上で、原則として同居親族がいないこと。	申込時に都内(地元割当は区内)3年以上在住
	二人世帯向	2月	・申込者本人、同居親族(パートナーを含む)とともに65歳以上の世帯であること。	

募集する住宅		募集期	主な申込資格	居住要件
ポイント方式 (家族向)	ひとり親世帯向	8月 2月	・配偶者(未届の夫・妻、婚約者を含む。)のいない方で、同居親族が20歳未満の子だけであること。	申込時に都内3年以上在住
	高齢者世帯向		申込者本人が60歳以上の方で、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。 ・配偶者(パートナーを含む) ・おおむね60歳以上の方 ・18歳未満の児童	
	心身障害者世帯向		申込者本人または同居親族(パートナーを含む)が次のいずれかに該当すること。 ・身体障害者手帳1～4級 ・愛の手帳1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・戦傷病者手帳所持者で恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上	
	多子世帯向		・同居親族に18歳未満の児童が3人以上いる世帯	
	特に所得の低い一般世帯		・生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯 ・申込者本人が40歳以上であり、同居親族全員が40歳以上または18歳未満であること。	
	車いす使用者世帯向け	8月 2月	申込者本人または同居親族(パートナーを含む)が身体障害者手帳1・2級などの車いす使用者(満6歳以上で住居内の移動にも車いすが必要な方)であること。	申込時に都内在住

所得基準

都営住宅に申し込むには、下記の所得基準を満たすことが必要です。

所得基準表	家族人数	一般区分(単位:円)	特別区分(単位:円)
	1人	0～1,896,000	0～2,568,000
	2人	0～2,276,000	0～2,948,000
	3人	0～2,656,000	0～3,328,000
	4人	0～3,036,000	0～3,708,000
	5人	0～3,416,000	0～4,088,000
	6人	0～3,796,000	0～4,468,000
	家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円加算		

(注) 表中の金額は、「給与所得の方は給与所得控除後の金額」「事業等所得の方は必要経費を差し引いた後の金額」「公的年金を受けている方は公的年金等控除を差し引いた金額」から、それぞれ特別控除を差し引いた金額です。

特別区分世帯

- ・ 身体障害者手帳 1 ～ 4 級または愛の手帳 1 ～ 3 度または精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級の方を含む世帯
- ・ 戦傷病者手帳所持者で恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方を含む世帯
- ・ 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定書の交付を受けていること。）の方を含む世帯
- ・ 海外からの引揚者（引揚日から 5 年未満であり、厚生労働省の引揚証明で確認できること。）の方を含む世帯
- ・ ハンセン病療養所入所者等（国立ハンセン病療養所の長等の発行する証明書で確認できること。）の方を含む世帯
- ・ 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者がいる世帯
- ・ 申込者本人が原則 60 歳以上であり、かつ同居親族がすべて原則 60 歳以上または 18 歳未満の世帯

住宅困窮

原則として、借家、アパート、社宅、寮等の居住者で現に住宅に困窮していること（自家所有者（住宅または土地の所有者）と公的な住宅（UR 賃貸住宅・公社住宅、都民住宅、公営住宅等）居住者は、別途要件を満たすことが必要です。）

暴力団員でないこと

申込者（同居親族、パートナー）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

お問合せ：東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 3 4 9 8 - 8 8 9 4
ホームページ：<https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/index.html>

4 都民住宅〔都〕

都民住宅は、国の「特定優良賃貸住宅制度」を活用し、東京都と国の補助により入居者の家賃負担を軽減した、中堅所得者層を対象とする家族向けの賃貸住宅です（一部家賃補助のない住宅もあります。）

都営住宅や区営住宅の所得基準を超える方が申し込むことができます。

都民住宅にはつぎの 3 タイプがあります。

募集の種類	問 合 せ 先
東京都施行型	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 3 4 9 8 - 8 8 9 4
公社施行・借上型	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 3 4 0 9 - 2 2 4 4
法人管理型 （民間建設）	

総合案内テレホンサービス 6418 - 5571(プッシュ音の出ない電話からはご利用できません。)

東京都施行型は、抽せん方式の募集「(空家同居者)待機者募集」と先着順募集を行います。抽せん方式の募集は、募集する月の広報「東京都」に掲載します。その他は先着順で募集します。ホームページから空家検索、申込みができます。

申込資格

日本国内に居住していること。
ただし、東京都施行型の場合は都内に居住している方に限ります。
同居親族がいること。
世帯の所得が所得基準内であること。
住宅に困っていること。
申込者(同居親族含む。)が暴力団員でないこと。
詳しくは募集パンフレット、ホームページをご覧ください。

申込書の配布場所「(空家同居者)待機者募集」

東京都施行型 …………… 6月上旬・12月上旬
募集期間中に区役所および東京都・公社窓口センターで配布します。

お問い合わせ：上記のとおり(東京都住宅供給公社 各住宅募集センター)
ホームページ：https://www.to-kousya.or.jp/chintai/tomin_top/index.html

5 公社一般賃貸住宅〔東京都住宅供給公社〕

公社一般賃貸住宅は、東京都住宅供給公社が建設・所有し、管理する賃貸住宅です。

なお、都民住宅のように家賃補助の制度はありません。

申込みは随時先着順で受付けています。ただし、新築住宅などで一部入居希望者を募集・抽せんする場合があります。

募集時期

先着順募集 …………… 常時

申込資格

税込月収が公社の定める月収基準以上であることが必要です。
収入要件以外にも、いくつかの申込資格があります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

申込方法

公社募集センター(03-3409-2244)から直接申込みができます。
また、ホームページから申込みができます。

お問い合わせ：東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 3409-2244
ホームページ：<https://www.to-kousya.or.jp/chintai/index.html>

6 UR賃貸住宅〔都市再生機構〕

独立行政法人都市再生機構が供給する中堅所得者向けの住宅です。一部には単身者も申し込める住宅があります。

募集時期

原則として先着順です。住宅一覧は各営業センターで配布されるパンフレット、ホームページをご覧ください。空き室状況は営業センターもしくはフリーダイヤルでご確認ください。

申込資格

毎月の平均月収額が都市再生機構の定める基準月額以上であること。

収入要件以外にも、いくつかの申込資格があります。

詳しくは、募集パンフレット等をご覧ください。

UR賃貸住宅へ入居を検討されている高齢者向けに、シニアアドバイザーが相談を受ける窓口があります。

UR八重洲営業センター内 電話 03-3527-9502（火・土）

UR新宿営業センター内 電話 03-5990-5820（木・土）

開設時間はいずれも午前10時から午後5時（正午から午後1時を除く。）

お問合せ：空き室状況フリーダイヤル 0120-411-363

携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

7 UR賃貸住宅（シルバー住宅）〔都市再生機構〕

高齢者のみが入居できる住宅で世帯向けと単身者向けがあります。都営住宅シルバーピア、区立高齢者集合住宅と同じように入居者の安否確認や緊急時の対応をしています。

ただし、UR賃貸住宅の高齢者向けの住宅への入居は、都営住宅シルバーピアの場合と異なり、一定基準以上の収入があることが要件になります。

申込方法

先着順による受付。空き室状況を営業センターもしくはフリーダイヤルで確認のうえ、営業センターでお申し込みください。

申込資格

入居する方全員が65歳以上であること（ただし、夫婦のみの世帯の場合どちらか一方の方が65歳以上であれば、他の方が60歳以上でも申込むことができます。）

毎月の平均収入額が都市再生機構の定める基準月額以上であること。

このほかにも、いくつかの申込資格があります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。営業センターにお問い合わせください。

申込書の配布場所

申込書は配布していません。

お問合せ：空室状況フリーダイヤル 0120-411-363

携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/eldery/>

8 UR賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）〔都市再生機構〕

高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき定められた制度を取り入れた賃貸住宅です。

60歳以上の単身世帯、または60歳以上の方のみの二世帯向け住宅で、入居者が万一の場合（事故、急病等）の連絡など緊急時対応サービスを利用できます（有料）。当該サービスの契約は入居条件です。

募集時期

毎月募集が行われます（一部、先着順受付があります。）。

申込資格

毎月の平均収入額が都市再生機構の定める基準月額以上であること。

このほかにも、いくつかの申込資格があります。

詳しくは、募集パンフレット、ホームページでご確認ください。

申込書の配布場所

募集時期に営業センターで配布

区役所では配布していません。

お問合せ：空室状況フリーダイヤル 0120-411-363

携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/eldery/>

9 高齢者向け民間賃貸住宅の申込み〔区〕

公営住宅への転居が決まるまでの期間（原則として6年間まで）、民間の賃貸住宅を紹介し、家賃の一部を補助します（現在お住まいの住宅への補助ではありません）。入居期間中は対象となる公営住宅の募集にすべてお申し込みいただくことになります。

募集時期

年1回（予定） 「ねりま区報」で申込登録者の募集をお知らせします。

申込資格

65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の二世帯であること。

日常生活をおくることについて自立した状態であること。または介護を受けられていることで支障のない状態であること。

練馬区内に引き続き3年以上居住していること。

所得が定められた基準内(単身世帯は256万8千円以下、二世帯は294万8千円以下)であること。

住宅に困っていること。

公営住宅への入居を希望し、入居資格があること。

生活保護を受給している方は、申し込めません。

原則として、自家所有者は申し込めません。

お問合せ:練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 施設係 5984-4586

10 母子生活支援施設〔区〕

母子生活支援施設は、生活上の様々な課題を抱え、子どもの養育が十分にできない場合に、母親と子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

居室を提供する他、母子支援員等が母親の生活相談や、子どもの学習指導等を行います。

対象 18歳未満の子どもを養育している配偶者のいない(またはこれに準ずる)母親と子ども

費用 所得に応じた費用の負担があります。

お問合せ:練馬区 福祉部

〒176 の地域の方 練馬総合福祉事務所相談係 5984-4742

〒177 の地域の方 石神井総合福祉事務所相談係 5393-2802

〒178 の地域の方 大泉総合福祉事務所相談係 5905-5263

〒179 の地域の方 光が丘総合福祉事務所相談係 5997-7714

ホームページ:

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/josei/boshiseikatasu.html>

11 居住支援(保証機関利用による保証)〔区〕

保証人が見つからないため、民間賃貸住宅に入居することが困難な高齢者世帯等に対し、区と協定を結んだ一般社団法人全国保証機構に加盟している民間保証会社と協力し民間賃貸住宅への入居を支援します。

保証人のかわりとなる民間保証会社を紹介し、当該保証会社と契約を結んだ際に支払った保証料の1/2(上限2万円)を助成します。

対象

ア 高齢者世帯・・・65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成されている世帯

イ 障害者世帯・・・身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上または精神障害者保健福祉手帳2級以上の方がいる世帯

ウ ひとり親世帯・・・18歳未満の児童と母または父のみで構成される母子および父子家庭世帯

上記の世帯であって、下記の要件を満たすもの
 現在、区内に引き続き2年以上居住していること。
 区内の民間賃貸住宅に居住すること。
 緊急連絡先（親族、知人など）があること。
 対象者に応じて、区が提供する福祉サービスを利用すること。
 保証人がいないこと。
 生活保護法による保護受給世帯でないこと。
 世帯の世帯員の所得が基準額を超えないこと。
 扶養親族等がない場合 3,604,000円
 扶養親族等の数が1人の場合 3,984,000円
 扶養親族等の数が2人の場合 4,364,000円
 扶養親族等の数が3人の場合 4,744,000円

お問合せ：

高齢者世帯の方

〒176の地域の方	練馬総合福祉事務所高齢者支援係	5 9 8 4 - 1 6 7 0
〒177の地域の方	石神井総合福祉事務所高齢者支援係	5 3 9 3 - 2 8 1 8
〒178の地域の方	大泉総合福祉事務所高齢者支援係	5 9 0 5 - 5 2 7 5
〒179の地域の方	光が丘総合福祉事務所高齢者支援係	5 9 9 7 - 7 7 6 2

障害者世帯（身体）の方

〒176の地域の方	練馬総合福祉事務所障害者支援係	5 9 8 4 - 4 6 0 9
〒177の地域の方	石神井総合福祉事務所障害者支援係	5 3 9 3 - 2 8 1 6
〒178の地域の方	大泉総合福祉事務所障害者支援係	5 9 0 5 - 5 2 7 2
〒179の地域の方	光が丘総合福祉事務所障害者支援係	5 9 9 7 - 7 7 9 6

障害者世帯（知的）の方

〒176の地域の方	練馬総合福祉事務所知的障害者担当係	5 9 8 4 - 4 6 1 1
〒177の地域の方	石神井総合福祉事務所知的障害者担当係	5 3 9 3 - 2 8 1 5
〒178の地域の方	大泉総合福祉事務所知的障害者担当係	5 9 0 5 - 5 2 7 3
〒179の地域の方	光が丘総合福祉事務所知的障害者担当係	5 9 9 7 - 7 0 7 5

障害者世帯（精神）の方

ひとり親世帯の方

〒176の地域の方	練馬総合福祉事務所相談係	5 9 8 4 - 4 7 4 2
〒177の地域の方	石神井総合福祉事務所相談係	5 3 9 3 - 2 8 0 2
〒178の地域の方	大泉総合福祉事務所相談係	5 9 0 5 - 5 2 6 3
〒179の地域の方	光が丘総合福祉事務所相談係	5 9 9 7 - 7 7 1 4

保証料助成金については

生活福祉課管理係	5 9 8 4 - 1 5 3 2
----------	-------------------

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichijo/jidosha/jukyoshien.html>

家賃債務保証制度（15ページ）も併せてご覧ください。

12 住まい確保支援事業（住まい探しのお手伝い）〔区〕

（１）空き室物件の情報提供

家賃、部屋の広さ、最寄り駅など条件に合う物件を区内不動産団体に照会し、ご希望に合うお部屋の情報（アパートなどの図面）を提供します。

希望条件によっては、空き室情報が提供できない場合があります。

ご利用できる方（練馬区在住の方）

- ・ 高齢者世帯（65歳以上の方のみで構成する世帯。単身世帯含む。）
- ・ 障害者世帯（障害者のいる世帯。単身世帯含む。）
- ・ ひとり親家庭（18歳までのお子さんのいるひとり親家庭）

受付窓口

- ・ 練馬区 建築・開発担当部 住宅課
- ・ 練馬総合福祉事務所（〒176の地域にお住まいの方）
- ・ 光が丘総合福祉事務所（〒179の地域にお住まいの方）
- ・ 石神井総合福祉事務所（〒177の地域にお住まいの方）
- ・ 大泉総合福祉事務所（〒178の地域にお住まいの方）

（２）伴走型支援

区が委託する東京都指定の居住支援法人が、ご自身だけでは、契約や転居等の手続きができない方を対象に物件の紹介や見学・契約への同行などを行い、住まい探しを支援します。

ご利用できる方の例（詳しくは住宅課までご相談ください。）

- ・ 高齢で立ち退きを迫られている方
- ・ 障害のある方または障害者のいる世帯

受付窓口

- ・ 練馬区 建築・開発担当部 住宅課

お問い合わせ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係

5 9 8 4 - 1 2 8 9

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kakuho/index.html>



13 サービス付き高齢者向け住宅

〔(公財)東京都福祉保健財団〕

サービス付き高齢者向け住宅は、平成 23 年 10 月に開始された制度で、バリアフリー構造等を有し、安否確認システム、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

お問合せ：公益財団法人 東京都福祉保健財団

3 3 4 4 - 8 6 3 7

ホームページ：<http://www.fukushizaidan.jp/303satsuki/index.html>

14 あんしん居住制度

〔(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター〕

この制度は、利用者の負担で見守りや葬儀、残存家財の片付けのサービスを提供することにより、家主さんの不安を解消し、病気・事故・孤独死などの不安を解消し、安心して居住できるよう支援する制度です。

詳しくは、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターにお問い合わせください。

お問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

5 9 8 9 - 1 7 8 4

ホームページ：<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin.html>

15 家賃債務保証制度〔(一財)高齢者住宅財団〕

一般財団法人高齢者住宅財団が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯を対象に家賃の支払債務を保証することにより、登録住宅の貸主、入居を希望する高齢者等を支援する制度です。対象住宅や保証の対象・保証料等の詳細はお問い合わせください。

居住支援(保証機関利用による保証)(11~12ページ)も併せてご覧ください。

お問合せ：一般財団法人 高齢者住宅財団

6 8 8 0 - 2 7 8 1

ホームページ：http://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/

16 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン〔都〕

東京都では、賃貸住宅紛争防止条例の施行に伴い、民間賃貸住宅の賃貸権をめぐるトラブルの防止を目的にガイドラインを作成しました。「ガイドライン」では、賃貸住宅のトラブルを防止するために知ってもらいたい、退去時の復旧や入居中の修繕に関する費用負担の原則や、契約や住まい方で注意すべきことについて説明しています。

このガイドラインは、東京都のホームページでご覧いただけます。また書店にて購入することもできます。取扱いの書店等、詳しくはお問い合わせください。

お問合せ：東京都 住宅政策本部 民間住宅部 不動産課 5320-4958
ホームページ：

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-3-jyuutaku.htm



リフォームに関する支援等のご案内

1 住宅修築資金融資あっせん〔区〕

自己資金だけでは住宅の修繕が困難な方に対し、区内の金融機関（信用金庫・農協）にあっせんを行います。

融資の審査および貸付は金融機関が行います。融資の条件や審査、手続方法等については、事前に金融機関（信用金庫・農協）にご相談されることをお勧めします。

申込資格

練馬区内に1年以上居住、20歳以上で償還完了時70歳未満、世帯総所得1,200万円以下、住民税・軽自動車税の滞納がないこと、連帯保証人が得られること。

対象となる住宅

練馬区内にある住宅で、居住部分の床面積が175㎡以下であること。

事務所・店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。

住宅が申込者本人の所有でない場合は、その工事について所有者の承諾（共有の場合は、本人以外の共有者の承諾）が得られること。

対象となる工事

外壁・屋根等の修繕、台所・浴室・トイレ等の改良、内部の改装、耐震改修工事等

増築を伴う工事の場合は、条件がありますので、詳細はお問い合わせください。このほか、危険なブロック塀等を改良する場合や耐震補強工事・アスベスト対策工事と合わせて行う模様替え等のリフォーム工事も対象となりますので、ご相談ください。

金額 … 工事見積り金額内で10万円から500万円まで（1万円単位）

償還 … 償還は元金均等月賦払い。期間は最長7年間（84ヶ月）

利率 （令和5年4月3日現在）

種類	修築部分	前年の世帯の総所得	本人負担	利子補給
住宅の修築	高齢者・心身障害者が同居し、その者が常時使用する部分	3,540,000円以下	なし	2.0%
		3,540,001円～8,352,000円	0.6%	1.4%
		8,352,001円～12,000,000円	2.0%	なし
	上欄以外	8,352,000円以下	1.3%	0.7%
		8,352,001円～12,000,000円	2.0%	なし
危険なブロック塀等の改良・アスベスト対策工事		所得制限なし	1.0%	1.0%

表中の「高齢者・心身障害者」とは、65歳以上の方または、練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項の要件に該当する方です。

お問い合わせ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984 - 1289
ホームページ：
https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/jyutaku_yuusi/index.html

2 住宅改修支援事業〔区〕

住宅改修事業者の情報提供を行っています。

対象工事

住宅部分のバリアフリー化、部分的な改築、修繕、模様替えおよび居住性向上のための改修の工事等

情報提供事業

区に登録のある住宅改修事業者を一覧にして情報提供を行います（住所別または団体別）。

登録事業者一覧は、区のホームページをご覧ください。

お問い合わせ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984 - 1289
ホームページ：
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kaishu/index.html>



3 介護保険の適用による住宅改修〔区〕

介護保険で、要支援・要介護認定を受けた方を対象に、手すりの取付けや段差の解消などの改修費用を支給します。工事着工前の申請が必要です。

対象

要介護認定または要支援認定を受けた方
住宅改修の着工日の時点で、介護認定の有効期間内であること。

対象となる改修内容

住宅改修の種類	内 容
手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関等への、転倒防止・移動または移乗動作を容易にするための設置
段 差 の 解 消	スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等（浴槽の取替を含む。） 高齢者自立支援住宅改修（設備給付）と併用できます。
床材の変更	滑りにくい床材等への変更
扉の変更	開き戸から引き戸への変更、開きの向きの変更等
便器の洋式化	和式便器から洋式便器への取替え 高齢者自立支援住宅改修（設備給付）と併用できます。

新築または増改築は、住宅改修費の支給の対象外です。

住宅の所有者が申請者と異なる場合は、「住宅所有者の承諾書」が必要になります。

費用

住宅改修費の支給対象となる工事費の上限額は、20万円です。

20万円の範囲内であれば、自己負担はその1割から3割です。

（例）自己負担割合が1割の方が30万円の住宅改修をした場合、自己負担は12万円（20万円の自己負担分2万円と20万円を超えた分の全額10万円）です。

お問合せ：お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

ホームページ：

・事業内容

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/service/juutakukaisyuuhi.files/00juutakukaisyuugoanna.pdf>

・地域包括支援センター

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/sodan/koureisyasoudan.html>

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 一 覧

圏域名	センター名		所在地	電話番号	担当地域
練馬	1	第2育秀苑	羽沢2-8-16 (特別養護老人ホーム内)	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	2	桜台	桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)	5946-2311	桜台
	3	豊玉	豊玉南3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	3993-1450	豊玉中、豊玉南
	4	練馬	練馬2-24-3 (デイサービスセンター内)	5984-1706	練馬
	5	練馬区役所	豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎5階)	5946-2544	豊玉上、豊玉北
	6	中村橋	貫井1-9-1 (中村橋区民センター2階)	3577-8815	貫井、向山
	7	中村かしわ	中村2-25-3	5848-6177	中村、中村南、中村北
光が丘	8	北町	北町2-26-1 (北町地区区民館内)	3937-5577	錦、北町1~5・8、平和台
	9	北町はるのひ	北町6-35-7 (北保健相談所内)	5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
	10	田柄	田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	3825-2590	田柄1~4、光が丘1
	11	練馬高松園	高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	3926-7871	春日町、高松1~3
	12	光が丘	光が丘2-9-6 (光が丘区民センター2階)	5968-4035	光が丘2・4~6、旭町、高松5-13~24番
	13	光が丘南	光が丘3-3-1-103号	6904-0312	高松4・5-1~12番、田柄5、光が丘3・7
	14	第3育秀苑	土支田1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	6904-0192	土支田、高松6
石神井	15	練馬ゆめの木	大泉町2-17-1 (病院内)	3923-0269	谷原、高野台3~5、三原台、石神井町2
	16	高野台	高野台1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)	5372-6300	富士見台、高野台1・2、南田中1~3
	17	石神井	石神井町3-30-26 (石神井庁舎4階)	5923-1250	石神井町1・3~8、石神井台1・3
	18	フローラ石神井公園	下石神井3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	3996-0330	下石神井、南田中4・5
	19	第二光陽苑	関町北5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	5991-9919	石神井台2・5~8、関町東2、関町北4・5
	20	関町	関町南4-9-28 (特別養護老人ホーム内)	3928-5222	関町北1~3、関町南2~4、立野町
	21	上石神井	上石神井1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4
大泉	22	やすらぎミラージュ	大泉町4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	5905-1190	大泉町1~4
	23	大泉北	大泉学園町4-21-1 (大泉北地域集会所内)	3924-2006	大泉学園町4~9
	24	大泉学園	大泉学園町2-20-21 (デイサービスセンター内)	5933-0156	大泉学園町1~3、大泉町5・6、東大泉3(52~55番、58~66番)
	25	南大泉	南大泉5-26-19 (南大泉地域集会所内)	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
	26	大泉	東大泉1-29-1 (大泉学園ゆめりあ1 9階)	5387-2751	東大泉1・2、東大泉3(1~51番、56~57番)、東大泉4~6
	27	やすらぎシティ	東大泉7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	5935-8321	東大泉7、南大泉1~4

4 高齢者自立支援住宅改修〔区〕

転倒防止・動作の容易性の確保・行動範囲の拡大の確保・介護の軽減などを目的とした住宅改修を給付します。住宅改修を行う施工業者は、練馬区協定業者の中から選んでください。予防給付・設備給付ともに、工事着工前に申請が必要です。なお、住宅の所有者が申請者と異なる場合は、「住宅所有者の承諾書」が必要になります。協定業者の一覧は、地域包括支援センターもしくは介護保険課 給付係にてご確認ください。

(1) 予防給付

対象

練馬区内に住所のある 65 歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定審査の結果が「非該当」と判定された方のうち、基本チェックリストにおいて一定基準に該当する方

改修の内容

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差の解消
- ・ 扉の変更
- ・ 床材の変更
- ・ 便器の洋式化
- ・

住宅改修費の支給対象となる工事費の上限額は 20 万円です。

費用の負担

20 万円の範囲内であれば、自己負担は工事費用の 1 割です。また、20 万円を超えた工事費は、全額自己負担です。

(2) 設備給付

対象

練馬区内に住所のある 65 歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害のため、既存の設備の使用が困難で下記の住宅設備改修が必要と認められる方

改修の内容および限度額

改 修 の 内 容	限 度 額
浴槽の取替え（浅型浴槽等への取替え）および付帯して必要な給湯設備等の工事 1	250,000 円
流し・洗面台の取替えおよび付帯して必要な給湯設備等の工事 車いす利用等で立位困難な方のみ対象	156,000 円

洋式便器等への便器の取替え、既存の便器の向きや高さの変更および付帯して必要な工事 2	106,000 円
玄関スペース拡張工事(下駄箱等の撤去)および付帯して必要な工事 車椅子利用者のみ	100,000 円
階段昇降機などおよび付帯して必要な工事 介護保険施設退所者、病院等退院者が対象	1,000,000 円

- 1 介護保険住宅改修「浴槽の取替え」と併用できます。
- 2 介護保険住宅改修「便器の洋式化」と併用できます。

費用の負担

改修にかかる費用の1割が自己負担です。また、限度額を超えた工事費は全額自己負担です。

お問合せ：お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

(19～20 ページ参照)

ホームページ：

・予防給付

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/koreisha/jutaku/yobo_kaishu.html

・設備給付

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/koreisha/jutaku/setsubi_kaishu.html

・地域包括支援センター

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaiyohoken/sodan/koureisyasoudan.html>



5 障害者等住宅設備改善費給付〔区〕

障害者等を含む世帯に対して、住宅設備改善費を給付します。

申込資格

練馬区内に居住していること。

身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者等で、下表の対象者のいずれかに該当すること。

《給付種目等》

種 目	対 象 者	限 度 額 (消費税相当分を含む。)
小規模改修	1 学齢児以上 65 歳未満で、つぎのいずれかに該当する方(ただし、住宅改修を伴う洗浄機能付便座への取替えについては上肢障害 2 級以上の方) (1) 下肢または体幹に係る障害の程度が 3 級以上の方 (2) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害の方 2 難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	200,000 円
中規模改修	学齢児以上 65 歳未満で、つぎのいずれかに該当する方 (1) 下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の方 (2) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害の方	641,000 円
屋内移動設備	学齢児以上で、つぎのいずれかに該当する方のうち、区長が必要と認めた方 (1) 上肢・下肢・体幹のいずれかに係る障害の程度が 1 級で歩行ができない方 (2) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者で歩行ができない方	機器本体および 付属機器 1,469,000 円 設置費 530,000 円
昇降機	同 上	876,000 円

(注) 小規模改修は、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えおよびこれらの住宅改修に付帯して必要となる改修が対象です。

また、小規模改修および中規模改修について、65 歳以上の方は対象外です。介護保険による住宅改修または高齢者自立支援住宅改修の給付(区)をご利用ください。なお、40 歳から 64 歳までの介護保険法に定める特定疾病に該当の方も介護保険による住宅改修をご利用ください。その際、不足分は本事業の対象となることがありますので、障害者支援係までご相談ください。

費用の負担

原則として、サービスの 1 割の自己負担があります(また、限度額を超えた金

額も利用者の負担となります。)

なお、所得の状況により制度利用対象外になる場合があります。

申請される方は必ず工事前に下記までご相談ください。申請のあった改善工事については、区が業者に委託して実施し、自己負担額は利用者の方が、給付額は区が直接業者に支払います。

お問合せ：練馬区 福祉部

〒176 の地域の方	練馬総合福祉事務所	障害者支援係	5 9 8 4 - 4 6 0 9
〒177 の地域の方	石神井総合福祉事務所	障害者支援係	5 3 9 3 - 2 8 1 6
〒178 の地域の方	大泉総合福祉事務所	障害者支援係	5 9 0 5 - 5 2 7 2
〒179 の地域の方	光が丘総合福祉事務所	障害者支援係	5 9 9 7 - 7 7 9 6

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichi-jo/seikatsushien/jutakusetsubikaizen.html>

6 生活福祉資金〔練馬区社会福祉協議会〕

他の公的貸付制度からの資金借入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に、必要な資金を貸し付けるものです（原則、連帯保証人が必要です。）貸付条件・基準があります。お問い合わせください。

貸付の種類（住宅関連）

- 福祉資金 … 住居の移転に必要な経費および賃貸契約の更新に伴う経費
- … 住宅の増築、改修、補修、保全に必要な経費

お問合せ：練馬区社会福祉協議会 生活福祉係

3 9 9 1 - 5 5 6 0

ホームページ：<https://www.neri-shakyo.com/>



7 東京都母子及び父子福祉資金〔区〕

ひとり親家庭の母親または父親と、その扶養する子（20歳未満）の経済的自立を助けるために、必要な資金をお貸ししています。都内に6か月以上居住し、現に練馬区内に住所を有していることが必要です。

貸付の種類（住宅関連）

転宅資金 …… 転宅に必要な敷金、前家賃、運送代にあてるための資金
（区外に転宅する場合は転宅予定地でご相談ください。）

住宅資金 …… 自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築、補修または保全に必要な資金

お問合せ：練馬区 福祉部

〒176 の地域の方 練馬総合福祉事務所相談係 5 9 8 4 - 4 7 4 2

〒177 の地域の方 石神井総合福祉事務所相談係 5 3 9 3 - 2 8 0 2

〒178 の地域の方 大泉総合福祉事務所相談係 5 9 0 5 - 5 2 6 3

〒179 の地域の方 光が丘総合福祉事務所相談係 5 9 9 7 - 7 7 1 4

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/komatta/boshi.html>

8 練馬区女性福祉資金〔区〕

配偶者のいない女性で、親、子、兄弟姉妹等を扶養している方、または25歳以上の扶養者のない方で、前年の所得が一定基準以下の方に必要な資金をお貸ししています。

都内に6か月以上居住し、現に練馬区内に住所を有していることが必要です。

貸付の種類（住宅関連）

転宅資金 …… 転宅に必要な敷金、前家賃、運送代にあてるための資金

住宅資金 …… 自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築、補修または保全に必要な資金

東京都母子及び父子福祉資金の対象となる母子世帯の方は、練馬区女性福祉資金の対象になりません。

お問合せ：練馬区 福祉部

〒176 の地域の方 練馬総合福祉事務所相談係 5 9 8 4 - 4 7 4 2

〒177 の地域の方 石神井総合福祉事務所相談係 5 3 9 3 - 2 8 0 2

〒178 の地域の方 大泉総合福祉事務所相談係 5 9 0 5 - 5 2 6 3

〒179 の地域の方 光が丘総合福祉事務所相談係 5 9 9 7 - 7 7 1 4

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/kashitsuke_josei.html

9 家屋の工事（修繕・増改築）の業者紹介〔区〕

住まいに関する修繕・工事等を希望する方に、区内の中小建設業者で組織する「練馬区住宅サービス協議会」が相談・見積もり・施工をする業者を紹介しています。

屋根の傷みの修繕や雨どいの取り替え、外壁の塗装、室内の装飾、台所・浴室のリフォームなど小さな修繕から増改築まで、規模に関わらず受け付けています。

見積もりを作成するまでは、原則無料で行います。

ただし、区は施工に関するクレームや契約上のトラブルについての責任は負いませんので、紹介された業者と納得のいくまで相談したうえで発注してください。

ご紹介できる業者は、1社のみとなります。

お申込み：練馬区 産業経済部 経済課 中小企業振興係 5984 - 1483

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/shokai.html>

10 産業融資あっせん〔区〕

自己資金だけでは事業所の修繕等が困難な方に対し、区内の取扱金融機関に融資のあっせんを行い、金融機関を通じて区が利子を補給することにより、低利で融資をするものです。貸付の審査および決定等は金融機関が行います。

申込資格

区内の個人事業者、区内に登記上の本店がある法人。このほかにも資格要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

金額・・・工事見積り金額内（1万円単位です。融資種類ごとの資金限度額があります。）

償還・・・償還は元金均等月賦払い（貸付期間は最長7年間ですが、貸付金額が1,000万円を超える場合は最長10年間となります。）

利率・・・本人負担利率0.2～0.9%（融資種類ごとに異なります。）

なお、事業所等への太陽光発電システムの導入や屋上緑化等の環境対策を支援する特別貸付の申し込みを受け付けています（本人負担利率0.2%）。

お問合せ：練馬区 産業経済部 経済課 融資係

5984 - 2673

ホームページ：<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/sangyo/jigyosha/yushi/>

住宅に係わる助成制度等のご案内

1 戸建住宅の耐震改修助成〔区〕

住宅(戸建住宅、小規模な長屋および共同住宅)について耐震改修工事等の費用を助成します。簡易診断は無料です。

助成の対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物

昭和 56 年 6 月以降に増築した場合は増築面積が延床面積の 2 分の 1 未満であること。

建築物が適法であること。

重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの

建築物が助成禁止区域に入っていないこと。

住民税等を滞納していないこと。

既に練馬区の耐震改修工事等の助成金の交付を受けた建築物でないこと。

第三者への転売する目的のために、住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者、建築業者等でないこと。

住宅(戸建住宅、小規模な長屋および共同住宅)の耐震診断、耐震補強設計および工事助成の額

	助 成 率	助成限度額
耐 震 診 断	費用の 3/4	12 万円
実 施 設 計	費用の 2/3	22 万円
耐震改修工事	費用の 2/3	130 万円または 150 万円

所有する方が居住する住宅で、所有する方を含む世帯全員の方が住民税非課税の場合等は、助成額は 150 万円です。

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/kodate.html>

2 耐震シェルター・防災ベッドの設置経費助成〔区〕

東京都が選定した耐震シェルター、防災ベッドの設置費用を助成します。

助成の対象

練馬区内にあり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した 2 階建て以下の木造住宅に居住していて、世帯全員が住民税非課税の方で、つぎのいずれかに該当する方が世帯にいる方

・申請時において 65 歳以上の方

- ・地震時に避難することが困難と認められる身体障害の方（障害等級 2 級以上）
- ・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの方）

耐震シェルター、防災ベッドの設置経費助成の額
 設置費用の 9 割で助成限度額 50 万円

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係
 5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：
https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/shelter_jyosei.html

3 分譲マンション耐震改修助成制度〔区〕

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられたマンションなどは、古い基準で建築されているため、大きな地震が起きたときに建物が壊れたりするなどの事態を招く恐れがあります。そこで区では耐震改修工事等の費用を助成します。

助成の対象

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- 地階を除く階数が 3 以上で、耐火建築物または準耐火建築物のもの
- 2 以上の区分所有者がいること。
- 店舗等を含む複合用途建築物については、住居としての用途に供する部分以外の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 未満であること。
- 建築物が適法であること。
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの
- 建築物が助成禁止区域に入っていないこと。
- 住民税等を滞納していないこと。
- 第三者への転売する目的のために、住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者、建築業者等でないこと。

分譲マンションの耐震診断、耐震補強設計および工事助成の額

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア：耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額	5/6	150 万円
実施設計			200 万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	2/3	3,000 万円

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/minkan.html>

4 分譲マンション耐震改修アドバイザー派遣制度〔区〕

マンションの耐震化を図るため、分譲マンションの管理組合を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣や簡易診断の実施費用を助成します。

助成の対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物

地階を除く階数が 3 以上で、耐火建築物または準耐火建築物のもの
2 以上の区分所有者がいること。

店舗等を含む複合用途建築物については、住居としての用途に供する部分以外の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以下であること。

建築物が助成禁止区域に入っていないこと。

分譲マンションのアドバイザー派遣、簡易耐震診断助成の額

	助 成 率	助成限度額	
アドバイザー派遣	費用の 10/10	43,000 円	
簡 易耐震診断	費用の 10/10	建物の延べ床面積により異なります	
		1,000㎡未満	372,000 円
		1,000㎡以上3,500㎡未満	496,000 円
		3,500㎡以上	745,000 円

簡易診断の実施に必要な図面等がない場合、当該図面作成費用は対象外です。

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/adviser_index.html

5 賃貸住宅の耐震改修アドバイザー派遣等制度〔区〕

賃貸住宅の所有者を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣や簡易診断の実施および耐震改修工事等の費用を助成します。

助成の対象

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- 階数 3 以上かつ延べ床面積 1,000 m²以上の賃貸住宅
- 建築物が適法であること。
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの
- 建築物が助成禁止区域に入っていないこと。
- 住民税等を滞納していないこと。
- 建築物の所有者が国または地方公共団体でないもの

賃貸住宅のアドバイザー派遣、簡易耐震診断助成の額

	助 成 率	助成限度額	
アドバイザー派遣	費用の 10/10	43,000 円	
簡 易耐震診断	費用の 10/10	建物の延べ床面積により異なります	
		1,000m ² 未満	372,000 円
		1,000m ² 以上3,500m ² 未満	496,000 円
		3,500m ² 以上	745,000 円

簡易診断の実施に必要な図面等がない場合、当該図面作成費用は対象外です。

賃貸住宅の耐震診断、耐震補強設計および工事助成の額

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア：耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額	2/3	150 万円
実施設計			200 万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	1/6	1,000 万円

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/adviser_index.html

6 吹付けアスベスト対策支援制度〔区〕

アスベスト調査・除去工事費の助成

助成の対象となる方

対象の建築物等の所有者で、個人住民税および軽自動車税を滞納していない個人の方

対象の建築物等の所有者で、法人住民税を滞納していない中小企業の代表者の方

分譲共同住宅の調査または共有部分の工事を行う場合にあっては、にかかわらず、分譲共同住宅の管理者（管理組合の理事長等）の方

助成の内容

【調査】

吹付け材の成分分析調査（アスベストの含有の有無を確認するためのもの）
 空気環境測定調査（外部に露出した吹付け材でアスベストの含有が判明している場合に、アスベスト繊維が空气中に飛散していないかを確認するためのもの）

【工事】

平成9年3月31日以前に建設され、工事完了後は引き続き5年間継続して利用する（耐震化促進事業要綱に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物と認められた建築物を除く。）建築物等におけるつぎの工事

露出した吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの除去工事
 既に囲い込み・封じ込めされた吹付けアスベスト等の除去工事であって、建築物等の増改修（修繕、模様替えおよび増築）に伴い実施するもの

建築物等の用途	調査費用の助成		除去工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅		5万円	工事費用の3分の2	200万円
分譲共同住宅 賃貸共同住宅 事業所等	調査費用の2分の1	10万円	工事費用の2分の1	400万円
			延べ面積1,000㎡以上の建築物 工事費用の24分の19	600万円

注1：千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。

注2：平成18年10月の建築基準法改正により、大規模改修などの際には、原則として吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの除去が義務付けられています。

注3：「建築用仕上塗材」を除きます。

注4：助成は1棟に対して1回限り（過去に交付を受けた棟については助成対象になりません）。

注5：助成を受けるには、「建築物石綿含有建材調査者」（国土交通省創設資格）が調査または除去工事に関与することが必要になります。詳しくは、窓口でご相談ください。

注6：必ず、調査または除去工事実施前にご相談ください。

注7：他制度で同様の助成や補償を受けた、または受ける予定の方は対象となりません。

工事費用について、住宅修築資金融資あっせん（17～18ページ）や産業融資あっせん（25～26ページ）が受けられる場合があります。該当ページをご覧ください。

7 アスベストに関する問合せ先〔区・その他〕

《練馬区の相談窓口》

アスベストの健康影響について 石綿救済法の救済給付に係わる 申請受付	練馬区保健所 保健予防課	5984 - 2484
アスベスト除去工事について アスベスト含有調査・除去工事費 助成の相談	環境部環境課 環境規制係	5984 - 4712
家庭から出るアスベスト含有廃 棄物の処理について	練馬清掃事務所	3992 - 7141
	石神井清掃事務所	3928 - 1353
不特定多数の人が利用する建築 物(店舗等)のアスベスト飛散防 止対策について	練馬区保健所 生活衛生課	5984 - 2485

ホームページ：練馬区におけるアスベスト対策

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/asbestos/index.html>

《その他の相談窓口》

東京都のアスベスト対策について	東京都環境局 大気保全課	都庁代表 5321 - 1111
アスベスト除去工事等に関する アスベスト廃棄物の処理について	東京都環境局 産業廃棄物対策課	
アスベスト作業従事者の健康被害 相談と労働災害について	池袋労働基準監督署	3971 - 1259
アスベスト分析機関の相談	公益社団法人 日本作業環境測定協会	5625 - 4280
事業者の方からの石綿ばく露対策 に関する問合せ	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析セン ター	3452 - 3145 (代表)
建築物石綿含有建材調査者につい て	一般財団法人 日本環境衛生センター	044 - 288 - 4919
労働災害以外でのアスベストによ る中皮腫など健康被害の医療費支 給	独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部	0120 - 389 - 931

8 防音工事助成制度〔都〕

環状7号線と笹目通りの沿道（道路端から30m区域内）にお住まいの方は、ご自宅の防音工事（防音サッシへの改修など）に助成金を受けることができます（防音工事を始める前に騒音調査の申込などの所定の手続きが必要です。）

対象となる建築物

環状7号線と笹目通りの沿道（道路端から30m区域内）に建築され、沿道地区計画条例が施行された日（地区ごとの施行日は以下のとおり）以前からある建築物

環状7号線羽沢・小竹町地区 : 昭和62年4月1日

環状7号線栄町・桜台・豊玉地区 : 昭和63年3月28日

笹目通り沿道地区 : 平成16年4月1日

道路交通騒音の大きさが、夜間65デシベル以上、または昼間70デシベル以上ある居室を有する建築物（騒音値は東京都が調査します。）

新築する建築物（建替え工事を除く）やすでに防音工事助成を受けた建築物、すでに防音構造化された建築物は対象外となります。

助成を受けられる工事

居室のサッシ・ドアや換気扇等を防音構造に改良する工事

助成を受けられる金額

東京都が審査した額の4分の3です。助成額を超えた分は自己負担となります。

お問合せ:東京都 建設局 道路管理部 管理課 5320-5279

ホームページ:

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/bouon.html>

お問合せ:練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 5984-1527

ホームページ:

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/endo/bouonkoujijosei.html>

9 東京都個人住宅利子補給助成〔都〕

木造住宅密集地域内の既存住宅の耐火・準耐火構造住宅への建替えに対して、自己資金だけでは住宅の建替えが困難な方に資金の融資元として金融機関を紹介し、東京都が利子補給するもので、毎年、受付件数および期間の限定があります。

お問合せ:東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課 5320-4952

ホームページ:

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/281buybuildB1.htm

10 マンション改良工事の助成〔都〕

マンションの共用部分をリフォームする管理組合に対して、借入金の返済に東京都が利子補給するもので、毎年、受付件数および期間の限定があります。

申込資格

都内にある耐火構造の分譲マンションの管理組合であること。
住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受けること。
公益財団法人マンション管理センターの債務保証を受けることなど。

利子補給期間

住宅金融支援機構の融資を受ける期間(最長10年 工事の内容によっては20年)

お問合せ：

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 5320-7532

ホームページ：

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/05/11/02.html>

独立行政法人 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部
マンション・まちづくり融資グループ 5800-9366

ホームページ：<https://www.jhf.go.jp/>

公益財団法人マンション管理センター 3222-1518

ホームページ：<https://www.mankan.or.jp/>

11 福祉のまちづくり整備助成（改修）〔区〕

平成15年4月以前に竣工した店舗、診療所、共同住宅共用部分などのバリアフリー改修に助成します。契約前に申請手続きが必要です。申込みに必要な条件など詳しくは、必ず工事契約前にお問い合わせください。

対象

- (1) 中小企業者
- (2) 公益財団法人等
- (3) マンション管理組合

対象となる建築物

適正に維持管理されている（原則、建築確認済証を取得していること。）

- (1) 診療所、店舗、公衆浴場など
- (2) 床面積1000㎡以上の共同住宅（共用部）
共同住宅部分以外（店舗等）の部分は床面積から除く

対象となる整備

入り口の段差解消、手すりの設置など（バリアフリー法の基準を満たすこと。）

助成額

対象経費の2分の1。ただし共同住宅は上限50万円、その他条件により上限100万円、30万円、5万円のいずれか

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係

5984-1649

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/barrierfree.html>

12 練馬区カーボンニュートラル化設備補助制度〔区〕

区は、省エネルギー対策や地球温暖化を防止する区民の行動を促進するため、区内の住宅に太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムなどの設備を設置した方に対し、その費用の一部を補助します。事業者や管理組合の申請については、別途お問い合わせください。

補助対象となる設備

太陽光発電設備

自然冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）

家庭用燃料電池システム（通称：エネファーム）

蓄電システム

ビークル・トゥ・ホームシステム

改修窓（窓の断熱改修）

上記設備（未使用品）の設置工事を令和5年2月1日から令和6年1月31日までに完了していることが必要です。

申請受付

先着順

書類に不備がある場合は受付できません。予算に達し次第終了。

対象者

以下の(1)～(5)の全てを満たしている方

- (1) 申請時において練馬区民である。
- (2) 申請時において区税（住民税・軽自動車税）の滞納がない。
- (3) 申請する設備と同種の設備で、過去に区の補助を受けたことがない。
- (4) 申請時において補助対象設備の設置等に係る費用を申請者自らが支払っている。
- (5) 暴力団員および暴力団関係者でない。

対象となる建築物の要件

以下の(1)～(5)のすべてを満たした住宅

- (1) 所在地が練馬区内である。
- (2) 以下の～のいずれかに該当している。
以下の(ア)～(ウ)の条件すべてを満たした住宅である。
(ア) 新築工事と併せて補助対象設備の設置工事を行っていない。

- (イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に補助対象設備の設置工事を行っていない。
- (ウ) 居住する時点で新築住宅であった住宅に居住後1年未満で補助対象設備の設置工事を行っていない。
自らが1年以上居住している住宅である。
自らが居住するために購入・賃借した新築住宅に該当しない住宅（既存住宅）である。
- (3) 設置した補助対象設備は、住宅の住居部分のみに使用している。
- (4) 区の補助金を申請している同種の設備がない。
- (5) 過去に当制度の補助を受けた同種の設備がない。

補助金の額

太陽光発電設備（2kw以上）	上限 200,000 円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）	上限 25,000 円
家庭用燃料電池システム（通称：エネファーム）	上限 50,000 円
蓄電システム	上限 60,000 円
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）	上限 100,000 円
改修窓（窓の断熱改修） （設置費用が10,000円（税抜）以上）	上限 120,000 円

補助金の額は、太陽光発電設備は設置した太陽電池の公称最大出力を合計したキロワット数に5万円を乗じた額（ただし、自己負担額以内）とし、その他の設備は設置費用（機器費および工事費（税抜き））の1/2の額で、各設備の上限の金額までです。

太陽光発電設備については、既存または同時に設置したエコキュート、蓄電システムまたはV2Hのいずれかの設備と連携して使用していることが要件です。

蓄電システムについては、既存または同時に設置した太陽光発電設備と連携して使用していることが要件です。

そのほか補助対象設備の要件などがありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問合せ：練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 5984-4706
ホームページ：

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/App_req.html

13 みどりの街並みづくり助成〔区〕

住宅等の沿道を生け垣等で緑化する場合、また屋上や壁面を緑化する場合に一定の条件のもとで区の助成が受けられます。

必ず事前にご相談ください。

生け垣化助成 助成額1mあたり1.2万円

フェンス緑化助成	助成額 1 mあたり 1.2 万円
低木等緑化制度	助成額 1 m ² あたり 9 千円
壁面緑化助成	助成額 1 m ² あたり 1 万円
屋上緑化助成	助成額 1 m ² あたり 1 万円

助成対象経費が助成上限額未満の場合は、助成対象経費を全額助成します。

1 件あたりの助成額に上限が設けられています。

法人やマンションの管理組合も対象になります。

緑化義務の範囲内、販売や賃貸目的の緑化は対象外です。

沿道の緑化は、令和 6 年 3 月 31 日まで、助成額を拡大しています。

みどりの協定締結区域および緊急道路障害物除去路線の沿道の緑化は、助成額を拡大しています。詳しくはお問い合わせください。

お問合せ：練馬区 環境部 みどり推進課 協働係 **5 9 8 4 - 2 4 1 8**
ホームページ：
<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/midori/jyosei/index.html>

14 私道整備工事の助成〔区〕

私道を舗装する場合（再舗装を含む）や、私道に排水設備（下水）を設置・改修する場合の工事費用を助成します。助成の可否については、現地へ伺い調査しますので希望される方はご相談ください。

主な助成要件

私道敷地の土地所有者および私道に隣接する土地所有者等の全員の同意が得られること。

道幅 1.2 メートル以上あること。

行き止まり道路は、利用戸数が 2 戸以上あること。

このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成額

舗装の場合		排水設備の場合	
通り抜け道路	区算定工事費の 90%	新 設	区算定工事費の 90%
行き止まり道路	区算定工事費の 80%	改 修	区算定工事費の 50%

お問合せ：練馬区 土木部 計画課 総合治水係 **5 9 8 4 - 2 0 7 4**
ホームページ：
http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/doro/shido_josei.html

15 雨水浸透施設の助成〔区〕

大雨による浸水被害を軽減するために、屋根に降った雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」などの設置費用と雨水を溜めて樹木の水やりなどに利用できる「雨水タンク」の購入費用を助成します。

主な助成要件

敷地面積が 500 m²(約 150 坪)未満(新築、既存は問いません)

特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納していない。

このほかにも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

助成額

雨水浸透施設 40 万円まで(うち、付帯工事は 10 万円まで)

雨水タンク 購入価格の半額(2 万 5 千円まで)

お問合せ：練馬区 土木部 計画課 総合治水係

5 9 8 4 - 2 0 7 4

ホームページ：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/chisui/josei.html>

16 低炭素建築物新築等計画の認定〔区〕

平成 24 年 12 月 4 日に都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されました。本法により、エネルギー使用の効率性等、二酸化炭素の排出抑制に役立つ建築物の建築を促進するため、低炭素建築物の新築等に関する計画の認定を行います。認定を受けると所得税や登録免許税についての軽減措置が受けられます。詳細はホームページをご覧ください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 建築審査課 設備係 5 9 8 4 - 1 9 3 7

ホームページ：

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/teitanso.html>



住まいについての相談等のご案内

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”〔区〕

区内の分譲マンションの管理・運営、修繕、建替えなどに関する情報提供や管理組合同士の交流を図るために、年3回、セミナー形式による勉強会を開催しています。

管理組合役員の方や区分所有者の皆様、ぜひご参加ください。

各回とも詳細が決まりましたら、「ねりま区報」や区ホームページでお知らせします。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984 - 1289

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/mansyon_sisaku/miraijuku.html

2 分譲マンション管理運営無料相談〔区〕

分譲マンションの管理運営や修繕計画などに関する相談窓口を設けています。

区内のマンション管理士等の協力を得て、毎月、第一・第三木曜日（祝休日を除く）に区役所内会議室で無料相談を実施しています。

相談は予約制です。電話、FAX またはメールにて相談日の1週間前まで（1週間前が休日の場合は、その直前の平日）にお申し込みください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984 - 1289

メールアドレス JUTAKUKA@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/mansyon_sisaku/

なお、東京都では「東京のマンションの相談窓口」のパンフレットや「マンション管理ガイドブック」等の資料を作成しています。

お問合せ：

東京のマンション施策について：

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 5320 - 5004

ホームページ：マンションポータルサイト <http://www.mansion-tokyo.jp/>

3 分譲マンションアドバイザー制度利用助成〔区〕

分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な改修・建替えを支援するため、マンション管理組合が、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「マンション管理アドバイザー制度」または「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した場合に、その費用を助成します。

アドバイザー派遣の申込みをする前に、住宅課にご相談ください。

分譲マンション管理組合登録制度

マンションの建物や管理の状況等を登録した管理組合に対して、分譲マンションに関する制度改正等の最新情報や、未来塾等の情報提供（電子メール・郵送等）を行います。

助成金の交付を受けるためには、登録が必要です。

アドバイザー制度利用助成

助成対象

練馬区に登録をした分譲マンションの管理組合(管理組合を組織する予定の区分所有者団体を含む。)

助成回数

同一管理組合において年度内にいずれか

マンション管理アドバイザー制度 …… 1回まで

マンション建替え・改修アドバイザー制度 …… 1回まで

派遣主体 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

助成金の額（アドバイザー派遣料の全額）

アドバイザー制度	コース	派遣料
マンション管理アドバイザー制度	Aコース（講座編）	16,500円
	Bコース（相談編）	25,300円
マンション建替え・改修アドバイザー制度 A オプションはAコースと合わせての利用となります。	Aコース（入門編）	16,500円
	Aオプション	8,800円

テキスト代およびキャンセル料等は対象外

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984-1289

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/mansyon_sisaku/adviser.html

お問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

5989-1453

ホームページ：<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

4 マンションの建替え・敷地売却等に関する相談サービス 〔(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕

マンションの建替えやマンション敷地売却等について、電話相談と専門家相談を行っています。

お問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(住まいのダイヤル) 0570-016-100
ホームページ： <http://www.chord.or.jp/news/6886.html>

5 区民相談〔区〕

専門家による住まいに関する相談を下記の日程で実施しています。相談には予約が必要です。相談希望日の一週間前の午前9時から、電話等でお申し込みください。

相 談	内 容(相談員)	場 所	曜 日	相 談 時 間
不動産取引事前 相談	不動産取引の紛争等 の未然防止 (宅地建物取引士)	練馬	火	13～16時 50分以内
		石神井	水	
表示登記(調査・ 測量)相談	土地建物の調査測量 など(土地家屋調査 士)	練馬	第1・3木	13～16時 50分以内
		石神井	第1月	
権利登記・供託相 談	不動産の権利登記な ど(司法書士)	練馬	第2・4木	13～16時 30分以内
		石神井	第4月	
法律相談	借地・借家、相続など の法律問題(弁護士)	練馬	月・水・金	13～16時 30分以内
		石神井	火・木	
		男女	土	

「練馬」は練馬区区民相談所、「石神井」は石神井庁舎区民相談室、「男女」は男女共同参画センターえーる

お問合せ：練馬区区民相談所(練馬区役所東庁舎5階) 5984-4523
石神井庁舎区民相談室(石神井庁舎2階) 3995-1100
男女共同参画センターえーる 3996-9050
ホームページ：
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/iken/kakushusodan/kuminsodan/index.html>

6 あんしん住宅リフォーム相談窓口

〔(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター〕

住宅リフォームに関するトラブルを防ぐ観点から、リフォームを行う場合の技術的な留意点、契約の仕方、工事中の注意点などについて、相談（電話または面接）ができます。予約制です。詳細はお問合せください。

お問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

あんしん住宅リフォーム相談窓口

5989-1686

ホームページ：<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/20050725.html>

7 住まいるダイヤル

〔(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕

「住宅品質確保法」等法律に基づき、消費者の利益の保護と住宅に係る紛争の解決を図ることを目的とする法人です。

リフォーム工事に関する電話相談（見積書チェックサービス・無料）や無料専門家相談等を行っています。

お問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

（住まいるダイヤル）0570-016-100

ホームページ：<http://www.chord.or.jp/>

8 不動産取引に関する相談〔都〕

消費者の方からの相談に応じるため、不動産業課内に不動産相談窓口を設け、苦情や相談を受けています。

賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談

賃貸ホットライン 電話 5320-4958（直通）

不動産取引のうち宅地建物取引業法に関する相談

指導相談担当 電話 5320-5071（直通）

お問合せ：東京都 住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課 5320-5071

ホームページ

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/300soudan.htm



2011 練馬区ねり丸

住 宅 施 策 ガ イ ド

令和5年(2023年)4月

発行 練馬区 建築・開発担当部 住宅課
〒176 - 8501
東京都練馬区豊玉北 6-12-1
電話 03-5984-1289 (直通)